

テイラーにおける連邦制擁護の政治哲学的基礎

——参加型政治と集合的アイデンティティの関係をめぐって——

高田 宏史*

序 問題設定

カナダを代表する政治思想家のひとりであるチャールズ・テイラー（Charles Taylor）は、同時に具体的な政治的状况につねに積極的にコミットする政治的活動家としても知られている。かれは1931年モントリオールに生まれ、マギル大学に進学後、オックスフォード大学に留学した。カナダへの帰国後、かれはマギル大学で教鞭をとりながら、60年代には新民主党（New Democratic Party）に所属し、66年から71年にかけて連邦副党首をもつとめていた。新民主党の副党首を退いた後も、かれのカナダ政治への、とりわけケベック問題への言及は続いている。

われわれがテイラーの政治思想を総体的に理解しようとする場合、かれの政治的活動との相関関係を考慮しないわけにはいかないだろう。テイラーの政治的な立場は、レヴェック（René Lévesque）流のケベック分離主義に反対しつつ、同時にトルドー（Pierre Trudeau）的な汎カナダ主義をも批判するものである。とはいえそうした中道の立場は、たんなる折衷主義、あるいは日和見主義と理解されるべきではない。かれのこうした政治思想は、それ自身かれの政治思想研究にその根を持つものであり、独自の哲学的基礎を有しているものであると思われる。というのも、かれは自らの著作で次のように述べているからである。「諸制度はある一定の規範によって規定され、人間についてのある一定の規範的諸構想によって構成される⁽¹⁾」と。

ここから、次のような問いが生起することになる。テイラーの擁護する連邦制は、いかなる規範により規定され、どのような人間についての規範的構想により規定されているのか。テイラーの擁護する連邦制は、いかなる哲学的基礎を有しているのだろうか。

さて、テイラーの政治的キャリアを概観するとき、1976年のオックスフォード大学チチリ教授就任による中断（テイラーがカナダに帰国するのは80年である）をはさんで2つの時期が存在することを指摘しよう。この2つの時期において、テイラーのカナダ政治への諸々の発言には驚くべき一貫性が存在している。すなわちかれは、双方の時期において、前述したように中央集権的な連邦主義（トルドー）にも分離主義（レヴェック）にも反対し、地方分権的連邦主義を擁護しているのである。それゆえ、われわれの研究は次のような手順を踏んで進められることになる。

第1節において、われわれはテイラーが20世紀後半におけるカナダ連邦制をめぐる政治的状况、とりわけケベック問題を概観し、かれの政治思想の歴史的文脈を明らかにする。続いて第2節において、われわれはかれの議論のライバルである中央集権的連邦主義と分離主義にたいするかれ自身の批判を検討する。そして第3節において、われわれはテイラー自身の連邦制擁護論を検討し、その政治哲学的な基礎を論じる。続いて第4節において、第3節において提示された哲学的な基礎にたいする批判あるいは疑念に応答する。

* 早稲田大学大学院政治学研究科博士後期課程

1. ケベックをめぐる政治的状況 ——チャールズ・テイラーの登場まで

テイラーの政治思想の歴史的文脈を理解するために、われわれは当時のケベックの置かれていた状況を概観する必要がある。そして、この作業を行うことは同時にテイラーの政治思想が主要な論敵とした中央集権的連邦主義および分離主義の源泉を分節化することにつながるだろう。

1982年まで、カナダ連邦は「英領北アメリカ法」(BNA法)をその憲法としていた。1867年の連邦形成に併せて制定されたBNA法は、しかし厳密な意味での自主制定憲法ではない。というのも、その憲法は手続き的にはイギリス議会により制定されたものだからである。このBNA法は1982年の自主憲法制定を契機に、「1867年憲法」の名称を与えられることになった。だが、1982年憲法と1867年憲法の2つをもってカナダ憲法のすべてと考えることはできないだろう。というのも、加藤普章によれば、「カナダは北米の地に連邦政府と州政府という統治機構を構築してきたので、これらにかかわるイギリス政府の内閣令(Imperial Order-in-Council)、連邦法、カナダ政府の内閣令(Order-in-Council)、司法判決などもカナダ憲法の体系に含まれることになる」からである²⁾。

カナダ憲法の複雑さ、とりわけBNA法の複雑さの原因はこれだけに止まらない。BNA法はアッパー・カナダ(オンタリオ)とローワー・カナダ(ケベック)にかんする規定が多く盛り込まれている。これは、1867年の連邦制成立時点で、元「連合カナダ」であるオンタリオとケベック以外の2つの州、すなわちNB(ニュー・ブランズウィック)、NS(ノバ・スコシア)という2つの英領植民地にはすでに自治の長い歴史があったため、これら2つの州にかんしては、州議会などの細かい規定は不要であったが、他方、連合カナダが分割された2つの州(オンタリオとケベック)にはそうした規定を新たに作る必要があったからである³⁾。このBNA法において、ケベックは、連邦政府におけるフランス語の使用を認められるなど、フランス系文化を存続するための手段を保

障された。しかしカナダ連邦全体で見れば、すでにBNA法成立時点でフランス語系住民は連邦内の全人口の3分の1を占めるに過ぎず(ケベック州内部ではフランス系住民の割合は8割程度)、連邦レベルでの決定に際しては常に少数派であらざるを得なかったのである⁴⁾。こうした状況が、カナダをより統一的な国家にしようとする中央集権的連邦主義(トルドーにいたる系譜)と、最終的にはケベック・ナショナリズムを基盤とする分離主義(レヴェックにいたる系譜)が成立する背景となったといえるだろう。

レッドヘッド(Mark Redhead)は、連邦主義の観点から見た場合にBNA法の持つ弱点を次のように指摘している。「BNA法は、その連邦主義の遺産にもかかわらず、テイラーの生涯にわたる憲法論争にとって決定的であり続けた2つの特色(feature)を見逃していたのだ。それは『修正定則』(amending formula)、すなわち憲法を改変するための機制をもっていなかった。そしてまたそれは……憲法修正権をウエストミンスターから〔カナダ連邦〕自治政府に委譲するための条項を欠いていた⁵⁾。」こうした欠点のゆえに、中央集権的連邦主義者は、イギリス系の議員が連邦議会の大多数を占めているにもかかわらず、自由に憲法を改正することができず、イギリス系カナダ人とフランス系カナダ人という2つの国民が存在する状況を認めざるをえなかったのである。

とはいえ、中央集権的連邦主義は、カナダの政治思想において主導的な位相を占めてきた。1948年から57年まで首相を務めたルイ・サン・ローラン(Louis St. Laurent)や、かれに続いて57年から63年まで首相を務めたジョン・ディーフェンバカー(John Diefenbaker)は中央集権的な連邦制を志向した人物として知られている。両者はその政治的信条をおおきく異にする(サン・ローランはリベラルであり、ディーフェンバカーは保守主義者である)が、ともに連邦制をより中央集権的なものにしようとした点において一致する。たとえば、サン・ローランは、そのリベラルな個人主義者としての信条から、イギリス系カナダ人とフランス系カナダ人を、対抗する2つの集団的単位として連邦政治の基礎に据えることにたいして批判的であった。それゆえ、サン・ローランにとってケベック州は、フランス系カナ

ダ人という集団を代表する、カナダにおける特権的地位を占める州ではなく、他の諸州と同じくカナダ連邦という国家を構成するひとつの州に過ぎなかったのであった⁽⁶⁾。こうした立場から、カナダ市民法の制定などをつうじてサン・ローランは、「カナダ連邦をよりアクティブな『国民的』政府に、すなわち統一的可ナダ国民へと向かうべきものにつくりかえたのである⁽⁷⁾」。また、ディーフェンバーカーは、「ひとつのカナダ、ひとつの国民⁽⁸⁾」という信条を掲げ、サン・ローラン的な中央集権化をさらにいっそう推し進めた。かれはイギリス王室に忠誠を誓うトーリー主義者であったが、同時に年金の増額などの福祉政策を巧みに取り入れ、支持基盤を拡大していった。

こうした連邦政府内における中央集権的志向の進展が、かえってその反動としてケベック州内でのケベック・ナショナリズムの高揚をもたらした感否めない。サン・ローランやディーフェンバーカーが、連邦レベルでの中央集権化政策を推進しているまさにその時代に、ケベックの政権を握っていたのはモーリス・デュプレシ (Maurice Duplessis) であった。デュプレシ時代のケベックは、連邦内における中央集権化と歩調を合わせるようにして、州内ナショナリズムを強化していったのである。「デュプレシの政府はまた、オタワ〔連邦政府〕の国民化計画を確立しようとする努力が、いかにして国民の地位にたいするケベックの主張により掘り崩されるかを、きわめて具体的なやりかたで証明した。たとえば、1950年代をつうじて、ケベック政府は……〔連邦レベルでの〕数多くの条件付交付金プログラムに参加することを拒絶したのである。こうした交付金プログラムのなかには、医療保険、職業訓練、林業、防衛、大学、カナダ横断高速道路への交付金などが含まれていた⁽⁹⁾。」デュプレシ政権は、このように連邦レベルでの政策に頻繁に異を唱える一方で、フランス系社会の独自性を声高に主張する点において非常に保守的であった。そして、こうしたケベックの反対は連邦政府の試みをくじくだけの力があつたのである。

こうしたデュプレシ政権の政策と歩調を合わせるようにして、旧来の防衛的なナショナリズムとは異なる新しいケベック・ナショナリズムが、ゆっくりと、しかし着実に、若年層を中心に広がっ

ていった。この新しいケベック・ナショナリズムの高揚は、デュプレシの死 (1959年) の後、「静かな革命」(Quiet Revolution) の原動力となったのである。そして、テイラーがまさしく政治の表舞台に登場するのは、この「静かな革命」の最中なのである。

2. 中央集権的連邦主義および分離主義への批判

さて、ではテイラーはこうした状況下で中央集権的連邦主義およびケベック分離独立主義をどのように批判したのだろうか。前述したように、テイラーは1960年代から70年代中頃にかけて、新民主党的有力者のひとりとして、汎カナダ主義者であるトルドーと議席を争い、勃興する分離主義運動の高まりを常に批判し続けていた。そしてかれの中央集権的連邦主義への批判と分離独立主義への批判は、80年にオックスフォードを辞しモントリオールに帰還した後も一貫して続いている。そもそもテイラーがケベックに帰還するきっかけとなったのは、80年5月にレヴェックが行った、ケベック州の分離独立を問うレファレンダムであり、テイラーはその否決を目指して奔走したのである⁽¹⁰⁾。また、82年にトルドー政権が新憲法を公布した後は、その憲法の、とりわけ「権利と自由の憲章」(the Charter of Rights and Freedom) にたいする批判を繰り返している。

ここで問われるべきは、かれの批判が中央集権的連邦主義の何にたいして向けられたものであるのか、あるいはケベック分離独立主義の何にたいして向けられたものであるのか、および、かれの批判がいったいいかなる根拠のうちに立脚しているのかという点であると思われる。本節では、テイラーの、中央集権的連邦主義およびケベック分離主義への批判、とりわけ1980年代以降に発表された批判を詳細に検討することで、かれの政治論の哲学的基礎の探求の手がかりを得たいと考えている。

2.1. 中央集権的連邦主義への批判

第1に中央集権的連邦主義への批判であるが、これは、1982年に制定された「権利と自由の憲

章」にたいするかれの批判に要約されているように思われる。「権利と自由の憲章」とは、1982年憲法の第1章（第1条から第34条まで）であり、基本的な諸権利および諸自由の保障のほか、平等権、公用語、少数派言語教育権、先住民族の権利、多文化的な伝統の尊重などがそこに盛り込まれている⁽¹¹⁾。もちろんテイラーは、多文化主義的リベラリズムに彩られた「憲章」を全面的に拒絶するわけではない。では、テイラーの「憲章」への批判は、いかなる点に向けられているのか。

かれの「憲章」批判の最も枢要な点は、それがケベックという「独特な社会」(distinct society)を含みこむカナダ社会の現実と適合しないという主張である。テイラーは、「憲章」とケベックの集合的目標の間に抗争が存在することを指摘する。テイラーによれば、「憲章」は第1に「さまざまな仕方で個人の諸権利を保護」し、第2に「さまざまな側面における諸市民の平等な待遇を保障する⁽¹²⁾」。「憲章」によるこのような規定は、政治社会における集合的な目標を許すことはできないとテイラーは主張している。すなわち、「英国系カナダにおける大多数の人民にとって、政治社会が方針として取り上げる集合的目標は、われわれの憲章のこれら基本的諸規定の双方に、あるいは実際受け容れ可能なあらゆる権利章典に対立する恐れがある⁽¹³⁾」のである。

テイラーによれば、対立は次の2点に関して起こりうるものである⁽¹⁴⁾。第1に、集合的な諸目標が諸個人の行動を制限する可能性があるという点。第2に、ある国民集団のための集合的な諸目標は、差別的であると考えられうる点。すなわち、カナダ国内に話を限定するならば、ケベックの集合的目標を認めることは、ケベックの内側と外側に住むカナダ国民の待遇に差別が生じうると考えられる点。テイラーは、こうした「憲章」とケベックの政策との2点にわたる対立が、ミーチ・レイク協定 (the Meech Lake Accord) の否決の強力な土台となっていると考えている。

もちろん、テイラーはこう述べることによって、「政治社会の集合的目標は、あらゆる個人的諸権利よりも優先されるべきである」とか、「国民としての待遇に差別が与えられるべきである」と考えているわけではない。しかし、そうであるとするならば、なぜテイラーは集合的目標の存在に価

値を置くのか。換言するならば、なぜ「集合的な目標を許すことができない」ことが、「憲章」批判の土台となりうるのか。この点を理解するためには、かれの考えるリベラル・デモクラシー社会の2つのモデルを検討する必要があるだろう。

かれの考えるリベラル・デモクラシー社会の2つのモデルは、それぞれが「自由な行為者の尊厳」(the dignity of the free agent)を何に存するものとしてとらえるかに大きくかかわっている。第1のモデルは、自由な行為者の尊厳を、かれが権利の担い手であることに存するものであるとみなす⁽¹⁵⁾。つまり、自由な行為者は、「諸権利の平等な担い手」(an equal bearer of rights)であるという意味において尊厳を有する。こうした個人によって構成される社会を、テイラーは権利型社会 (a rights society) と呼ぶ。この権利型社会のモデルは、アメリカ合衆国における現代リベラリズムの政治理論をその哲学的基礎としている。テイラーは、ロナルド・ドゥオーキン (Ronald Dworkin) の「リベラリズム」と題された論文を参照しつつ、この社会における政治の特徴を描き出す⁽¹⁶⁾。

ドゥオーキンは2種類の道徳的コミットメントの間に区別を設けている。われわれはみな、生の諸目標についての、すなわち、われわれや他者がそれに向かって努力すべき善き生 (a good life) を構成するものについての、諸見解を有している。しかし、われわれはまた、われわれがどのようにわれわれの諸目標を追及しているかにかかわりなく、お互いを公正かつ平等に取り扱うべきであるとするコミットメントをも認める。われわれは、生の諸目標に関係するもの〔前者〕を「実体的」〔コミットメント〕と呼ぶ一方で、後者を「手続き的」コミットメントと呼ぶかもしれない。ドゥオーキンは次のように主張する。リベラルな社会は、ひとつの社会として、生の諸目標についてのいかなる特定の実体的見解も採用しない社会である、と。むしろ、その社会は人びとを平等な尊敬をもって扱うべき強力な手続き的コミットメントにそって統一されるのである⁽¹⁷⁾。

テイラーの述べるところによれば、この権利型社会の政治は、あらゆる善の構想の間で中立を保

つべきであり、自らを諸個人の権利の保護ないしは確保に限定すべきである。言い換えるならば、権利型社会における「権利の政治」(a politics of rights)とは、もっぱら権利の保護を目的とする政治である。そして、「憲章」の底流に流れる政治哲学は、まさしくこの「権利の政治」であるとテイラーはみなしているのである。

しかしこの「権利の政治」は、リベラル・デモクラシーのもうひとつのモデルと対立する可能性がある。もうひとつのモデルは、自由な行為者の尊厳を多数派の合意形成過程に参加する能力に存するものであるとみなす。すなわち、自由な行為者は、政治に参加する「市民」であることによって尊厳を有するのである。こうした行為者像に立脚する社会を、テイラーは「参加型社会」(a participatory society)と呼び、そこにおける政治を「参加の政治」(participatory politics)と呼ぶ。この参加という理念は、それへの動機を確保するために共同体への一定程度の同一化の感覚を必要とする。換言するならば、デモクラシーは、常にある程度のパトリオティズムを必要とするのである⁽⁸⁾。テイラーは次のように述べている。

民主国家に限らず近代国家一般は、伝統的な階層モデルから切り離されてしまったため、そのメンバーを高度に動員することを必要とする。そうした動員は共通のアイデンティティを軸になされる。たいていの場合われわれの選択は、人びとが共通のアイデンティティを軸とした動員に応じるかどうか(たとえば、普遍的な大義のためにのみ動員されうる、という事態と比べて)ではなく、二つないしそれ以上の可能なアイデンティティのうち、どれが人びとの忠誠を要求しているのか、である。……要約すれば、私が言っているのはコスモポリタンであると同時にパトリオットである以外に選択の余地がない、ということである。そのことは、普遍的な連帯に開かれているようなパトリオティズムのために、そうでない、より閉鎖的な種類のパトリオティズムにたいして戦う、ということを意味している⁽⁹⁾。

重要な点は、デモクラシーがデモクラシーである以上、市民の政治への参加は不可欠であるとテイラーが考えている点であり、この参加への動機

の確保は、共通のアイデンティティの形成に拠っているという点である。すなわち、かれは固定化された集合的アイデンティティの存在ではなく、未決の集合的アイデンティティの生成に、参加型社会における市民の政治参加への動機の確保可能性をみているのである。この意味でテイラーの参加型社会のモデルは、未来に向けて開かれたものであるということができよう。テイラーがなぜ集合的な目標の重要性を説くのかという問いは、この点から理解されうる。参加型社会のモデルにおいて、「市民の尊厳の感覚は、それによってその成員たちが生きる共通の法(common laws)を決定するに際して発言権を有することに基礎づけられる。このことは、それによって共通の法の全体が制定される……諸制度や諸実践が、社会において深い尊敬を享受することを当然のことながら前提としている。だから、われわれのアイデンティティは、そうした諸制度や諸実践との関係において規定されるのであり、尊厳はそれらに参加することによって授与されるのである⁽¹⁰⁾(引用部強調筆者)」。共通のアイデンティティは、多様な形での政治への参加によって形成されるものなのである。いわばそれは、集合的目標の形成のための政治への参加という過程を重視するものであり、テイラーが集合的アイデンティティにおいて全員一致を求めていることもこれにより理解可能であると思われる⁽¹¹⁾。

もちろん、こうしたモデルが、権利の保護に無関心であるとか、個人の権利を無視するものであるということにはならない。この点に関して、テイラーは参加型社会のモデルがむしろ権利請願と密接な関係を有していることを力説する⁽¹²⁾。重要な点は、権利の政治がこうした市民のアイデンティティを形成し、政治への参加の動機を確保するための、集合的目標の存在を認めることができない点にある。すなわち、テイラーの「憲章」への、換言するならば中央集権的な連邦主義への哲学的批判は、市民形成というデモクラシーの重要な課題に応えることができないことに存しているのである。

2.2. 分離独立主義への批判

第2に、分離独立主義への批判をみてみよう。テイラーは、1990年12月19日に開催された

「ケベックの政治的および憲法的未来についての委員会」(the Commission on the Political and Constitutional Future of Quebec)において、ケベックはカナダ連邦から脱退すべきではないとして、連邦に残り続ける利点を次のように論じている。すなわち、カナダという空間は、「まだ知られていないものもある莫大な資源を有している。撤退を余儀なくされるよりも、むしろわれわれはこの大陸の北半分の開発に参加することを目指さなければならない。……この莫大な領域の未来の富と機会は、部分的に予見できないほどである。われわれはそれが始まりさえしないうちから、自分たち自身をこのすべてから除外してはならない^③。」

これはいわば独立反対の経済的理由であるといえるかもしれない。なるほど確かにそこには現在の利益ではなく未来の利益喪失に訴える点に汎カナダ主義批判と同様の志向が窺われるとはいえ、しかしこの点は少なくとも分離独立主義への哲学的批判であるとはいえないだろう。ではテイラーは分離独立主義に「哲学的には」賛成しているのだろうか。事態は必ずしもそうではないと思われる。

テイラーは、ケベック独立擁護論には、大雑把にいつて次の3通りの方法が存在すると指摘している^④。第1のものは「権力」(powers)についてのものである。ケベックが独特の社会であることを維持し、促進していくためには、多種多様の権力が要求される、というわけである。第2のものは「危機」(dangers)についてのものである。カナダ連邦の内部にすることがケベック社会の発展を制限している、ということがその主張の骨子となる。

しかし、テイラーがもっとも注目すべきものとみなしているのは、第3の、「承認」(recognition)にかかわるものである。ここでいわれる「承認」とは、ミーチ・レイク協定の否決に代表される「否定された承認」である。この否定された承認のレトリックにおいては、「誇り」(pride)、「屈辱」(humiliation)という言葉が「受容れ」(acceptance)や「拒絶」(rejection)という言葉をともなって使われているとテイラーは指摘する。こうしたレトリックは、いわば人びとの感情に訴えかけるレトリックである。その感

情への訴求力の強さゆえに、テイラーは承認のレトリックに注目しているのである。

こうした承認のレトリックは、テイラーによれば次のように使われる。ミーチ・レイク協定において、ケベック分離独立主義者に代表されるケベックのナショナリストたちは、「独特の社会」条項は「あくまで象徴的なもの」(just symbolic)であると主張する。それにもかかわらずケベック以外のカナダ諸州は、その言葉を額面どおりに受け取ってしまい、それを拒否したのだとかれらは非難する。テイラーは、こうした論理そのものが承認の政治(politics of recognition)の「自己閉塞」(self-occlusion)を招いていると指摘している。「『あくまで象徴的なもの』という表現を使うことのできるものは誰でも、近代社会の自然における本質的なものを見逃しているのである^⑤(引用部強調原著者)。」とテイラーは主張する。ここでいわれる「近代社会の自然における本質的なもの」とは「平等性」(equality)の理念である。個人間の平等を保障するものとみなされる種類の承認(たとえば女性の地位向上など)についていえば、この平等性は承認の政治を促進するものと考えられる。しかしマイノリティが自らの特殊性を承認要求する場合は、むしろこの平等性の理念がその阻害要因となる。第1に個人の水準において、そして次いで州の水準において、「独特な社会」条項は明らかにこの平等性の理念に反する。

それゆえ、テイラーによれば、不用意に「あくまで象徴的なもの」という言葉を使ってしまう人びとは近代社会におけるこの平等性理念の強さを理解できていないことになる。とはいえテイラーの考える分離独立主義の真の問題は、この平等性の原理による承認の否定によって、結果として承認をあきらめてしまうことに存するのである。実際テイラーは次のように述べている。「事実、ケベック独立主義者たちは、カナダのパートナーからの承認を求めることを完全にあきらめてしまった人であり、比較的はっきりしない州社会から逃走し、国際的舞台に参入することを望む人であると定義しうる^⑥。」つまり、ケベック分離独立主義とは、承認の政治からの撤退であるといふのである。

以上のことから経済的な理由とは別に、テイラ

ーは「承認をあきらめること」を分離独立主義批判の強力な理由のひとつとみなしていることがわかる。しかし、「承認をあきらめること」のいったいどこに問題が存在しうるのであるのか。あるいは、「承認をあきらめること」は何を意味するのであるだろうか。

この問いに答えるためには、テイラーの人間論を取り上げなければならないだろう。テイラーの人間論において、人間は自己解釈的動物 (self-interpreting animals) として定義されていた⁽⁷⁾。この自己解釈的動物というテイラーの概念をめぐることは、すでに多数の研究が存在しているため⁽⁸⁾、ここでは簡単にその意味と特徴を素描するにとどめよう。

第1に自己解釈的動物概念の意味であるが、これは次のように要約できる。すなわち、「人間は意識的ないし無意識的に、自己を言語を用いて解釈し、表現する」ということである。われわれは、常に／すでにある一定の解釈の中で生を営んでいる。「自己」は常に／すでに言語的に定義可能な「ある何者か」である。いわば、「自己」は、ひとりの人間行為者として常に複数の次元の解釈の中に存在しているのである。この複数の自己解釈が顕在的に意識されたものであれ、あるいは内面化された無意識的なものであれ、「自己」という存在は何らかの解釈の産物としてみなされうる。

こうした自己解釈的動物というテイラーの人間論には、きわめて重要な特徴が存在している。すなわち、テイラーがしばしば指摘している事実、「解釈は常に背景 (= 意味の地平) (backgrounds = horizons of meaning) をともなう」ということがそれである。これは、人間が言語を用いて解釈を行う以上避けることのできない帰結である⁽⁹⁾。背景 = 地平とは、テイラーの説明によれば無意識的な価値の体系であり、人間の思考を枠付けるものであるとみなされる⁽¹⁰⁾。

われわれは何らかの一定の価値判断をア・プリオリに有している。われわれがある一定の行動を行うとき、あるいはわれわれが何かを選択するとき、われわれは (多くは無意識的に) こうした背景 = 地平に依存している。すなわち自己解釈の背後にはその自己解釈を意味づけるものとしての背景 = 地平が存在しているものであり、逆の言い方をすれば、背景 = 地平によってはじめて自

己解釈には意味や価値が付与されるのである。

こうした背景 = 地平をともなう自己解釈が、たとえば前近代的な「存在の連鎖」(the chain of beings) のような、明示的な参照点によって支えられている場合、自己解釈は安定したものとなる。ところが近代以降、明示的な自己解釈の参照点はことごとく解体されてしまった⁽¹¹⁾。その結果として、テイラーによれば近代以降の社会における自己解釈は諸個人の手にゆだねられることになったのである。そこで近代以降の自己にとって、「本来性の倫理」(the ethics of authenticity) が重要なものとなる。自己の本来性、すなわち自己が真にあるところのものは、外部に明示的な参照点が存在しえない以上、自己自身で決定せざるをえない。もともとはロマン主義に由来するこの概念は、近代以降に生きる自己解釈的動物としての人間にとって相応する倫理である。近代においては価値の前近代的な地平が消滅してしまったため、その結果としてわれわれは不断の自己解釈の更新を迫られている。本来性の倫理は、こうした自己解釈の不断の更新に一定の意義を与える。すなわち、自己解釈の更新とは、とりもなおさずより本来的な自己を発見するための旅程なのであり、自己解釈の更新はこの「本来的自己」によって正当化されることとなるのである。

とはいえ、この本来性の倫理は無限定的なものではありえない、とテイラーは主張する。すなわち、自己解釈が自己自身に委ねられているということは、自己の本来性を全面的に自己自身によってのみ決定されるものとはみなしえないのである。この点に関して、テイラーは本来性概念の5つの特徴を挙げている⁽¹²⁾。すなわち、① 創造・構築・発見、② オリジナル性、③ 社会のルールや既存の道徳性への反抗をともなうことがあること、④ 意味の地平を要求すること、⑤ 対話による自己形成がそれである。ここで注目すべきは④と⑤の特徴であると思われる。なぜならば④と⑤の特徴は、人間は共同体の内部に生きていなければ本来的ではありえないということを示しているからである。本来性も自己解釈の所産である以上、背景 = 意味の地平から逃れることはできない。そして背景 = 意味の地平が共同体によって維持されるものである以上、本来的であろうとする個人は共同体を放棄することができないのである。

もちろんこのことは、ひとが背景＝意味の地平や共同体的な価値観に逆らうことはできないとか、逆らってはならないということの意味しているのではない。むしろ、③の特徴において言及されているように、共同体的な価値観は更新可能なものである。テイラーが述べていることは、そうした更新そのものが共同体的な言語の網や無意識的背景＝地平によって維持されているものであるということ、およびわれわれはそれを認識しなければならないということである。その意味で本来性の倫理は、言語の網そのものや背景＝地平そのものを破壊しようとする自己のあり方を許容できない。自己解釈的動物および本来性の倫理は、言語の網や背景＝地平を前提とするものであり、あるひとつの言語の網や背景＝地平から、別の言語の網や背景＝地平へと移行することは可能であるかもしれないが、言語の網や背景＝地平を廃棄することは定義上不可能だからである。したがってこの意味で本来性の倫理は、われわれ近代人の個人的生の倫理であるばかりでなく、共生の倫理でもある。われわれは、自己の本来性を可能にするものとして、自己の共同体（それは暗黙的背景＝地平を保持する言語の網の具体的な担い手である）にたいして倫理的な義務を負う。

しかし、この点だけを取り上げるならば、本来性の倫理はあくまで共同体内部における共生の倫理的基盤ではありえるが、共同体外部をも含みこんだ、いわば共同体間の共生の倫理的基盤とはなりえない。共同体間の共生の倫理的基盤を考えるためには、本来性の倫理を「状況づけられた自由」(situated freedom) というテイラーの自由概念と結び付けて考える必要がある。テイラーによれば、状況内において自由であることは、状況内において本来的であることと同義である。たとえば『ヘーゲル』のなかでテイラーは、「自由を状況づけようとする試み」を、「自由な行為を本来のわれわれにたいする……応答であるとする人間観を得ようとする企て」とみなしている⁽³³⁾。また、『本来性の倫理』のなかではよりはっきりと、「本来性それ自体が自由の観念である」とさえ述べている⁽³⁴⁾。

この本来性としての自由概念には、程度の差異が存在している。というのも、テイラーがリルケの詩を例に挙げながら主張するように、本来性と

は結局のところ「より微細な言語 (subtler language)」を発明することで、地平を変容させることによって完遂されるからである⁽³⁵⁾。つまり、人間の自由は自らの属する背景＝地平の変容に存している。それゆえ自由な社会とは、換言すれば、人間が本来的でありうる社会、より多くの背景＝地平の変容可能性に開かれている社会であると規定されうるかもしれない。しかし、リルケの例でもわかるように、あるいは『ヘーゲル』においてテイラーが指摘しているように、「背景＝地平の変容」は、ある意味では天才の仕事である⁽³⁶⁾。誰しもが「微細な言語」を発明して自らの属する背景＝地平を変容させることができるわけではない。しかし天才ならざる人びとにも背景＝地平を変容させる機会は存在している。そのうちの重要な機会のひとつが、他者との接触(対話)なのである。

こうした他者との接触(対話)による背景＝地平の変容は、「承認の政治」論文の中で示された「地平融合 (fusion of horizons)」という構想に反映されている。テイラーは、好意的なものであれ非好意的なものであれ、地平融合なき承認を時期尚早のものとして批判する⁽³⁷⁾。なぜならば、この意味や価値、そして知覚の源泉である背景＝地平が融合されることで、「承認」は可能になるからである。とはいえ、地平融合とは自己と他者の背景＝地平が同一のものになるということではない⁽³⁸⁾。むしろ、地平融合とは、他者との接触を通じた地平の相互変容であると規定するのである⁽³⁹⁾。

この議論を認めるのであれば、テイラーの考える本来性＝自由が、共同体間の共生の倫理的基盤となっていることがわかる。われわれは異なった背景＝地平を有する共同体間の相互承認を目指すことで、自由でありうる。このことは、テイラーによる共同体間の共生のヴィジョンは、分離型の、あるいはゲットー型のものではなく、相互交流を基礎とするものであるということの意味する。これはテイラーの「深い多様性」(deep diversity) という構想の中に反映されている。すなわち、多様性は単に認知される(第1の水準での多様性)だけでなく、受け容れられる(第2の水準での多様性＝深い多様性)必要があるのである⁽⁴⁰⁾。

さて、以上の議論から、「承認をあきらめること」が何を意味するかという問いにたいする答えが提示されたように思われる。簡潔に言えば、「承認をあきらめること」はすなわち「自由を断念すること」と同義であることになる。われわれがより自由であるためにはむしろ承認を目指さなければならないのであり、承認の政治からの撤退は自ら進んで自由を放棄することに他ならないのである。

それゆえ、「承認」という観点から見た場合、連邦制は、分離独立主義よりも自由を促進するものとみなされうる。連邦制におけるパートナーシップは、国際的舞台における主権国家間の協調よりも、その密度や強度において、一層高次のものであるとすることができるだろう。しかしテイラーがここでより重視している点は、連邦にとどまり続ける限り、ケベックは他州にたいして承認を求め続けざるを得ないということにあると思われる。というのも、地平融合は承認を求める闘争の過程において現れるからである。連邦にとどまり続ける限り、ケベックはその集合的アイデンティティを常に開いた状態にしておかなければならないのである。したがって、1990年の時点でテイラーが分離独立主義を批判する哲学的基盤は、人間論と密接に関係した自由概念であるといえる。

また、この自由という観点から中央集権的な連邦主義への批判を理解することも可能であるだろう。先に述べたように、この批判の哲学的理由は集合的目標を設定することにより市民を形成するというデモクラシーの要請に応えられないことであった。そしてその参加による市民の形成とは、今ある自己から別の自己への生成をも意味するものであった。これを認めるならば、政治への参加もまた、自由であるためのひとつの方途であることが理解されうる。参加によって集合的アイデンティティが形成されるのであれば、当然のことながらそれは既存のアイデンティティの変容を意味することになるだろう。アイデンティティの変容にはそれが依拠する背景＝地平の変容が伴う。とするならば、テイラーの中央集権的連邦主義批判も分離独立主義批判も、実のところ同じルーツを有していることが明らかだろう。両者ともにテイラーの哲学的批判は、自由の可能性を減ずること、すなわち背景＝地平の変容可能性を減ずる

ことに焦点があわせられているのである。

3. テイラーにおける連邦制擁護の政治哲学的基礎

これまでの議論から、テイラーの中央集権的連邦主義およびケベック分離独立主義への哲学的批判は、それらが自由の可能性を減ずる点にあることを確認した。では反対に、テイラーの擁護する種類の連邦制は、中央集権的な連邦制や分離独立主義と異なり自由の可能性を減じないものであることであると、あるいはさらに進んで、自由を促進するものであるとみなしうるのであろうか。

テイラーは、自らの擁護する種類の連邦制を、汎カナダ主義に基づく中央集権的な連邦制から区別する。テイラーは、「カナダは強力な地域的アイデンティティを有する国 (country) である⁽⁴¹⁾」と述べる。しかし、こうした地域的なアイデンティティの強力さという点に関して言えば、アメリカ合衆国やメキシコ、ブラジルといった他の連邦制を採用している国々も同様である。

では、カナダ連邦独自の特徴とは何か。テイラーはそれを権力の脱中心的構造に見出す。カナダ以外の連邦制を採用する国々においては、「開発の必要や、ある場合には地域間の平等性の必要への反応として、長年にわたり中央政府の手中に権力の集中が存在している⁽⁴²⁾。」他方、「カナダにおいては、開発についていえば連邦政府が大規模なイニシアチヴをとったけれども、そしてまた、地域間の平等性はカナダ政治の主要な主題となっているけれども、〔他の連邦制を採用する国々にみられる〕こうした権力の集中は、州の権力の肯定によって常に反対されてきた⁽⁴³⁾」のである。この意味で、カナダ政治には伝統的に参加型政治との親和性が存在している。「カナダは、〔権利型モデルよりも〕参加型モデルに一層結び付けられてきた。……私はこのことによって、第2次大戦後の数十年間を通じて、市民的尊厳の感覚があらゆる近代的社会において発展していくに際して、カナダにおいては権利の形式よりもむしろ参加型のもの (the participatory) が採用されてきたと言いたいのである⁽⁴⁴⁾。」しかしこの「参加型政治は、中央集権化する運動によって危険にさらされてい

るだろう⁴⁶⁾。」なぜ中央集権化することによって参加型政治は危険にさらされるのか。

テイラーはその危険を2つの水準にみている⁴⁶⁾。中央集権化した連邦制が、参加型政治として機能するためには、第1に、カナダのナショナル・アイデンティティについての共通理解が形成されねばならない。このような共通理解の形成は、カナダの現状を見るに困難であり、ユートピア的であるとテイラーはみなしている。このことが第2の水準の問題につながっていくとかれは考える。仮に相互理解が進んで共通のアイデンティティが形成されたとして、「数多くの脱中心化された政治を含まないだろう実行可能な共通の解決策を想像することは困難である⁴⁶⁾。」すなわち、現在のカナダにおける数多の地域的な政治的アイデンティティを克服することは困難だということである。つまり、第1に相互理解の形成において、そして第2に現状の地域的アイデンティティの克服において、中央集権化の進展は困難に直面せざるを得ないのである。というのも、権力が中央に集中した状況においては、カナダにおける多文化的条件を超えて、ナショナル・アイデンティティについての共通理解を基盤にした中央政府への同一化が要請されるからである。

結局のところ、前節での引用箇所を借りれば、多様な文化的背景を持つカナダ人たちは、おのおのの歴史的共同体への所属を通じて、連邦というより大きな社会に参入する以外方法がないとテイラーは考えているのである⁴⁶⁾。汎カナダ主義の中央集権型の政治哲学が暗に前提するように、こうした地域的共同体によって生まれたアイデンティティを無視してより巨大な社会にのみ同一化することは実際のところまったく不可能であり、ユートピア的な夢想であるとテイラーはみなしている⁴⁶⁾。参加型の政治を促進するためには、むしろ一層の権力の脱中心化が進められなければならないだろう。かれは次のように述べる。

ケベックおよび——対称的連邦制の場合は——連邦の他の成員たちは、現在の州における権力を維持することにプラスして、たとえば労働、通信、農業、水産業などといったほかの一定程度の数の権力（これは完全なリストではない）を手に入れなければならない。連邦政府は防衛・外交・通貨を管理すること

になるだろう。同様に、そこには混合領域的な〔問題にまつわる〕管轄権、たとえば移民、工業政策（科学的研究開発を含む）、環境政策などが含まれることになるだろう⁴⁶⁾。

テイラーにとって、権力の脱中心化は参加型政治がより推進されるための必要条件である。より多くの事柄を州政府が自己決定できるということは、集合的目標がより多く形成されうることである。これは換言するならば、より多くの自由の可能性が開かれることにつながるだろう。このことはすなわち、テイラーの擁護する脱中心化された連邦制は、「参加」という観点から見て、中央集権的連邦制よりも一層自由を促進するものとして想定されているということであると思われる。

4. 集合的アイデンティティへの批判

さて、前節までの議論においてみたように、テイラーは、参加型政治を促進する制度として連邦制を擁護していたのであった。参加型政治が自由を促進するというテイラーの基本的アイデアは、共通の目的の共有による集合的アイデンティティの創造という構想に多くを負っている。そして、この構想は、1960年代から70年代半ばにかけての政治的キャリアの初期において、すでに表明されているものである。たとえばテイラーは、70年に公開された『政治の類型』に収められた「カナダの未来？」と題された論文においてすでに次のように述べている。「われわれは言語、文化、伝統、起源、および歴史により分割されているので、共通の目的によってのみひとつに統合される。つまり、われわれの統一は、共有された過去よりもむしろ、意義ある - 共通の未来という基盤のうえに投影されるものに違いないのである⁴⁷⁾。」

こうしたことから、テイラーは共有された過去をアイデンティティの基盤に据える回顧的ナショナリズムを、一貫して時代遅れのものとして拒否しているようにもみえる⁴⁷⁾。しかし、事態はそう単純ではない。前節で見たように、テイラーは参加型政治にとって不可欠なものとして共同体における集合的アイデンティティを評価しているから

である。かれ自身の言葉を借りて言えば、「歴史的共同体の同一化は参加の政治のひとつの決定的な条件なのである⁽⁵³⁾」。こうした立場は、以下のような疑念を引き起こさざるを得ないだろう。集合的アイデンティティの重視は、個人のアイデンティティと両立するものなのか。たとえば、もし集合的アイデンティティとしてのケベック・アイデンティティを特権化するならば、ケベックの集合的目標の形成においてそのアイデンティティが全体化せざるを得ず、その結果としてケベック州内部の別のマイノリティ（イギリス系ケベック人やアジア系を代表とする移民、先住民族など）を抑圧することになるのではないか。少なくとも強固な集合的目標が存在している社会のなかでは、その集合的目標を受け入れないマイノリティに属する個人は生きにくさを感じるだろう。そしてそのような社会では、マイノリティに属する個人にとって重要な生の可能性は抑圧されたままで終わるのではないか⁽⁵⁴⁾。

もし上記の疑問が正鵠を射たものであるならば、脱中心化された連邦制こそが、諸個人の多様性を維持・促進するのにもっとも適した体制のひとつであるというテイラーの主張はきわめて疑わしいものとなる。もし権力を中央政権から委譲された州政府ないしはより小さな政治的共同体が、その強固な集合的目標ゆえに個人のアイデンティティを抑圧してしまうならば、連邦制は必ずしも自由を促進する制度であるとはいえなくなる。

それゆえテイラーは、集合的アイデンティティの重視がマイノリティの抑圧につながらないように慎重に議論を展開している。たとえばテイラーは、リベラルな社会の特徴のひとつを、その社会がマイノリティに基本的自由を保障するか否かという点にみており、次のように述べている。「強い集合的目標を持つ社会は——特に、社会の共通の目標を共有しない人びとを扱う際に——多様性を尊重することができるならば、そして基本的諸権利にたいする適切な保護を提供できるならば、リベラルでありうる⁽⁵⁵⁾」。テイラー自身、実践の水準での集合的目標の追求と個人の持ちうる目標の間に困難な緊張が存在していることを認めている。しかし、理論の水準ではそうではない。かれが集合的目標を重視するのは、アイデンティティを変容させうる自由を確保するため、すなわち多

様なアイデンティティの可能性をひらくため（多様なアイデンティティの極を存在させるため）であり、その意味で深い多様性の擁護こそが、テイラーの政治思想の基本的モチーフのひとつとなっている。深い多様性を擁護しつつ、マイノリティを抑圧することは完全な矛盾である。したがって、理論の水準において深い多様性の擁護のために要求される集合的目標は、社会の内部のマイノリティのアイデンティティの多様な可能性を減殺しないかぎりにおいて認められることになる。

しかしそれでもなお問題は残る。個人の自由は、理論の水準においても集合的目標にたいして絶対的な優先性を有しているわけではないからである。たとえばテイラーはあるインタビューで次のように述べている。

ともかくもこうした特定のアイデンティティが全体的アイデンティティという役割を引き受けたり、そうなるとする危険性が存在すること、あるいは、あらゆる人びとのアイデンティティのなかでそれがどんな役割を占めることになるのかを指図しようとするような危険性が存在することについては全面的に同意します。危険性は、それらが全体的な存在という規定を引き受けるという点ばかりではありません。それらが、その集合に属しているあらゆるひとびとに、かれらのアイデンティティにとって中心としての意義をもつよう指図することもそうなのです。これは一種の専制であると思います。……しかし、闘争の過程では、アイデンティティのこうした全体化する様相が前面にでてくることは疑いもなく正当なことなのです⁽⁵⁶⁾。

このように、テイラーは一方で集合的アイデンティティの全体化の危険性を認識しながら、他方で承認をめぐる闘争において集合的アイデンティティが全体化することを正当なものであるともみなしている。しかしテイラーは続けて、こうした全体化という一種の専制状態が許容されうるのは、誤承認にたいする闘争の過程の内部に限られており、いったん承認の均衡状態が成立するや、こうした全体化圧力は低下すると述べている。

こうしたテイラーの展望は、一見すると楽観的に過ぎるように見えるかもしれない。集合的目標が個人的なアイデンティティを抑圧するとしても

それは一過性のものであるとみなされているからである。承認が達成されれば集合的アイデンティティの全体化圧力が低下するという主張は、論理的なものではなく、あくまでかれのケベックでの政治的体験に基づいた経験的なものである。しかしテイラーの議論で留意すべきは、集合的アイデンティティの全体化が正当化される文脈が厳密に限定されている点である。それが正当化されるのは、あくまで承認の闘争の内部においてのみである。もし闘争が終了すれば、それが正当化されるべき理由は何もなくなくなる。換言するならば、この正当化は、第1に、マイノリティがマジョリティのアイデンティティの全体化圧力に抗する場合、第2に、マイノリティがマジョリティの押し付けてくる劣位のアイデンティティに抗する場合に限られる。この2つの場合においてのみ、承認をめぐる闘争を戦い抜く戦略として、集合的アイデンティティの全体化は擁護可能なのである。

いずれにせよ、次の点は確実に留意されるべきである。すなわち、テイラーが集合的アイデンティティの全体化を正当化するのは、常にマジョリティにたいするマイノリティの抵抗という視点を含んでいるのである。その意味で、集合的アイデンティティは、常にマイノリティの闘争のための武器である。闘争のための武器として有効であるときのみ、集合的アイデンティティの全体化は許容される。このことから、われわれは次のように結論する。こうしたかたちであられる集合的アイデンティティの全体化圧力に抵抗し、さらなるマイノリティ（第1の承認をめぐる闘争の内部に存在するマイノリティ）が承認を求め闘争を開始することは至当である。マジョリティとマイノリティの関係は、視点をどこにおくかでどのようにも変化することのできる相対的なものである。したがって、個人のアイデンティティにたいする集合的アイデンティティの優先性はつねに別の水準での承認をめぐる闘争にひらかれていることになる。逆に言えば、集合的目標は、いかに全体化しようともひとつの個人的自由の可能性だけは圧殺することができないのである。それは、承認への闘争を開始する自由であり、集合的アイデンティティの全体化圧力への抵抗の自由である。

5. 結 論

われわれはテイラーの連邦制擁護論の哲学的基礎を探求してきた。テイラーの連邦制擁護論は、参加型政治のモデルに適合するものとして構成されたものであり、その根底にはアイデンティティの深い多様性を生の重要な与件であるとする哲学的人間論が存在している。したがって、テイラーの連邦制擁護論とかれの哲学的人間学は首尾一貫した内容を有しており、その擁護論の論拠は多くをかれの哲学的人間論に求めることができるだろう。

しかしこうしたテイラーの立場は、前節でも論じたようにきわめて論争的なものである。そこでわれわれは、テイラーの連邦制擁護論およびその政治学的基礎とでもいべき哲学的人間学の内部に潜在する困難な問題——集合的アイデンティティが全面化した場合に、テイラーは個人のアイデンティティが抑圧されることを理論上容認してしまうのではないかという問題——にたいする応答を試みた。テイラーの政治思想の中には、集合的アイデンティティの全体化圧力に抵抗するための理論的可能性がつねに準備されていたのである。

以上のことから、テイラーの連邦制擁護論は、ひとりの政治思想家によるカナダ政治論という以上の意義を持っていると思われる。というのも、テイラーの連邦論は差別的な諸集団がひとつの国家の内部に多数存在し、それらが相互に影響しあう現代のデモクラシーの多元的状况に応答しようとするひとつの試みだからである。そして、このテイラーの多元的集団の共生のヴィジョンは、たとえば第2節で論じた「憲章」において示されているような権利保障型の多文化主義とはその哲学的基盤が大きく異なっている。これは、キムリックから代表されるような、リベラリズムの擁護する多文化主義とテイラーのそれとがまったく異なった哲学的基盤を有している、ということの意味する⁶⁷。そこには単に2つの多文化主義についての思想が存在しているというよりも、場合によっては相容れないほど懸隔のある哲学的基盤をもった2つの多元論が存在しているというべきである

う。むしろわれわれは、ここで引き出された結論をもって、性急に両者はまったく和解不可能であるという結論を導き出すべきではない。むしろ、その和解可能性は慎重に検討されるべき課題であるときえいえるだろう。そして、この両者の基盤となる哲学あるいは人間論の差異を認識した上で両者の対話を開始することこそが、多元的社会的あり方にまつわる現代の議論をより一層豊穡なものにするのではないだろうか。

【謝辞】

本論文は、2007年2月17日に早稲田大学にて行われた政研イニシアチブ最終コンフェレンス「国際比較研究の創生—アジアの視座から—」の報告原稿を基にしている。当日コメントーターを努めていただき、有益なコメントをくださった佐藤正志先生ならびにご質問をいただいたフロアの諸先生に心より御礼申し上げます。

【付記】

本文中で引用した文献について、邦訳がある場合には基本的に邦訳に従った。しかし、本文との関係上、一部訳語を変更させていただいた箇所がある。

【注】

- (1) Taylor, "Alternative Future: Legitimacy, Identity, and Alienation in Late-Twentieth-Century Canada" [27] p.68.
- (2) 加藤 [2] 52頁。
- (3) 連邦憲法と州憲法の成立過程については、加藤 [2] 60-66頁を参照。
- (4) ケベックにおけるナショナリズムと憲法問題の発生過程については、セイウェル [3] 第6章を参照。
- (5) Readhead [18] p.26.
- (6) McRoberts [16] p.28.
- (7) Readhead [18] p.26.
- (8) Smiley [19] p.45.
- (9) Readhead [18] pp.29-30.
- (10) この間の経緯については、Readhead [18] p.61を参照。
- (11) 1982年憲法の具体的内容とその後の政治的展開については加藤 [2] 終章、岩崎 [1] 第3章第4節などを参照。
- (12) Taylor, "Shared and Divergent Value" [27] p.172.
- (13) Taylor, "Shared and Divergent Value" [27] p.173.
- (14) Cf. Taylor, "Shared and Divergent Value" [27].
- (15) Cf. Taylor, "Alternative Futures: Legitimacy, Identity, and Alienation in Late-Twentieth-Century Canada" [27] p.92.
- (16) Cf. Ronald Dworkin, "Liberalism" [12].
- (17) Cf. Taylor, "Shared and Divergent Value" [27] p.174.
- (18) Cf. Taylor, "Why Does Democracy Needs Patriotism?" in Nussbaum with Respondents; edited by Joshua Cohen [17] pp.119-121, 能川元一訳「なぜデモクラシーは愛国主義を必要とするのか」200-203頁。
- (19) Taylor [17] p.120, 邦訳 202-203頁。
- (20) Taylor "Alternative Futures" [27] p.94.
- (21) たとえばテイラーは、次のような箇所では集合的アイデンティティが全員一致である必要はないと論じている。Cf. Taylor, "Institutions in National Life" [27] pp.128-133.
- (22) Cf. Taylor, "Institutions in National Life" [27] pp.92-94.
- (23) Taylor, "The Stakes of Constitutional Reform" [27] pp.144-145.
- (24) Cf. Taylor, "Impediments to a Canadian Future" [27] p.193.
- (25) Taylor, "Impediments to a Canadian Future" [27] p.194.
- (26) Taylor, "Impediments to a Canadian Future" [27] pp.195-196.
- (27) Cf. Taylor, "Self-Interpreting Animals" [24] pp. 45-76.
- (28) Cf. Abby [9] pp.55-100 ; Redhead [18] pp.143-174 ; 田中智彦「チャールズ・テイラー: 自己解釈的な主体と自由の社会的条件」(藤原・飯島編[8]) ; 橋本[7]。尚、報告者自身による「自己解釈的動物」概念の分析については、高田 [4] を参照。
- (29) Cf. Taylor, "Lichtung or Lebensform: Parallels between Heidegger and Wittgenstein" [28] p.62.
- (30) Cf. Taylor, "Lichtung or Lebensform: Parallels between Heidegger and Wittgenstein" [28] p.69.
- (31) Cf. Taylor [26] pp.2-4, 邦訳 3-6頁。
- (32) Cf. Taylor [26] pp.66-67, 邦訳 91-93頁。
- (33) Taylor [22] p. 571 ; [23] pp.168-169, 邦訳 317頁。
- (34) Taylor [26] p.67, 邦訳 93頁。
- (35) Cf. Taylor [26] pp.81-91, 邦訳 111-125頁。
- (36) Cf. Taylor [22] pp.566-567.
- (37) Cf. Taylor, "Politics of Recognition" [11] p.72, 邦訳 100頁。
- (38) 他者を自己と同一化しようとする運動は、むしろテイラーが批判してやまない当のものであるときえ言いうる。Cf. Taylor [30] p.14.
- (39) この点に関するより詳細な分析は、高田 [5] 17-19頁を参照。
- (40) Cf. Taylor "Shared and Divergent Value" [27] pp.181-183.
- (41) Taylor, "Alternative Futures" [27] p.104.
- (42) Taylor, "Alternative Futures" [27] pp.104-105.
- (43) Taylor, "Alternative Futures" [27] p.105.

- (44) Taylor, "Alternative Futures" [27] p.95.
- (45) Taylor, "Alternative Futures" [27] pp.106-107.
- (46) Cf. Taylor, "Alternative Futures" [27] p.107.
- (47) Taylor, "Alternative Futures" [27].
- (48) Cf. Taylor, "Why Does Democracy Needs Patriotism?" [17] p.120, 邦訳 202-203 頁; "Impediments to a Canadian Future" [27] p.199.
- (49) テイラーは、単一の統一的ナショナル・アイデンティティを求める点において汎カナダ主義者とケベック独立主義者は同一の基盤に立っているとみなしている。Cf. Taylor, "Impediments to a Canadian Future" [27] p.199. そうした単一のナショナル・アイデンティティは 19 世紀の国民国家 (nation-state) 黎明期においては可能なものであったが、「国際的な人口移動がすべての社会をより一層すこぶる多様にし、承認の政治がより大きな範囲で起こっている」現代においては時代遅れのものとなっており、「たぶん統一された市民権の社会は、21 世紀においては本当のユートピアとなるだろう」とテイラーは述べている (Taylor, "Impediments to a Canadian Future" [27] pp.199-200)。
- (50) Taylor, "The Stakes of Constitutional Reform" [27] p.147.
- (51) Taylor, "Canadian Future?" [27] p.27.
- (52) たとえば, Taylor, "Nationalism and the Political Intelligentsia: A Case Study" [27] pp.5-6 を参照。当該箇所においてテイラーは、ケベックの急速な近代化および新しい知識階級の出現が、権威主義的な旧来の形式のナショナリズムを不可能にしたと論じている。
- (53) Taylor, "Alternative Futures" [27] p.119.
- (54) 中野剛充は、労作『テイラーのコミュニタリアニズム——自己・共同体・近代』の第 4 章において、チャールズ・テイラーの政治思想にたいする批判を、①実現可能性の乏しさ、②社会的多元性の抑圧、③文化的多元性の抑圧の 4 点に整理し、それぞれに綿密な反批判を加えている。本節の課題ととりわけ密接な関係を有しているのは、④の批判である。中野はそこで、テイラーの連邦制擁護は個人の「アイデンティティを可能にする極の多元性」を承認し、促進する「深い多様性」の理念に基礎づけられたものであり、それゆえテイラーの政治思想は個人のアイデンティティの多元性を抑圧しないと論じている (同書 102-106 頁の議論を参照せよ)。こうした観点は、本稿第 2 節および第 3 節の立場と多くを共有しており、中野の反批判の議論に筆者は全面的に同意する。しかし、本節で取り扱いたい問いは、それにもかかわらずやはり集合的アイデンティティが個人のアイデンティティと衝突する局面は存在しうるものであり、テイラーはその困難を理論上どのように調停するのかというものである。その意味で本節は、中野の議論を補完するものであるといえる

だろう。

- (55) Taylor, "Politics of Recognition" [11] p.59, 邦訳 81-82 頁。
- (56) 岩崎・辻内訳 [29] 16 頁。
- (57) Cf. Kymlicka [14].

【参考文献】

邦 文

- [1] 岩崎美紀子『カナダ現代政治』東京大学出版会、1991 年。
- [2] 加藤普章『カナダ連邦政治——多様性と統一の模索』東京大学出版会、2002 年。
- [3] セイウェル, ジョン『カナダの政治と憲法』吉田善明監修, 吉田健正訳, 三省堂, 1987 年。
- [4] 高田宏史「チャールズ・テイラーの「承認の政治」に関する一考察——本来性概念を中心に」『早稲田政治公法研究』第 75 号, 2004 年。
- [5] 高田宏史「近代の不安への複合的闘争——チャールズ・テイラーの承認の政治における神学の意義」『早稲田政治公法研究』第 79 号, 2005 年。
- [6] 中野剛充『テイラーのコミュニタリアニズム——自己・共同体・近代』勁草書房, 2007 年。
- [7] 橋本努「解釈と『問題主体』——チャールズ・テイラーの『自己解釈的存在』とその対案」『経済学研究』47 号 (2), 1997 年。
- [8] 藤原保信・飯島昇蔵編『西洋政治思想 II』新評論, 1995 年。

外 国 語

- [9] Abby, Ruth, *Charles Taylor*, Princeton University Press, 2000.
- [10] Bickerton, J., Brooks, S., and Gagnon, A., *Freedom, Equality, Community: The Political Philosophy of Six Influential Canadian*, Montreal: McGill-Queen's University Press, 2006.
- [11] Guttmann, Amy, (ed.), *Multiculturalism: Examining the Politics of Recognition*, Princeton: Princeton University Press, 1994, 佐々木毅他訳『マルチカルチュラリズム』岩波書店, 1996 年。
- [12] Hampshire, Stuart, *Public and Private Morality*, Cambridge: Cambridge University Press, 1978.
- [13] Hyland, J. L., *Democratic Theory: the Philosophical Foundations*, Manchester: Manchester University Press, 1995.
- [14] Kymlicka, Will, *Multicultural Citizenship: A Liberal Theory of Minority Right*, Oxford: Oxford University Press, 1995, 角田猛之・石山文彦・山崎康仕監訳『多文化時代の市民権』晃洋書房, 1998 年。
- [15] Maclure, J., *Quebec Identity: The Challenge of*

- Pluralism*, Montreal: McGill-Queen's University Press, 2003.
- [16] McRoberts, Kenneth, *Misconceiving Canada*, Toronto: Oxford University Press, 1997.
- [17] Nussbaum, Martha C., *For Love of Country: Debating the Limits of Patriotism*, in Cohen, Joshua (ed.), Boston: Beacon Press, 1996, 辰巳伸知・能川元一訳『国を愛するという事——愛国主義の限界をめぐる論争』人文書院, 2000年。
- [18] Redhead, Mark, *Charles Taylor: Thinking and Living Deep Diversity*, Boston: Rowman & Littlefield, 2002.
- [19] Smiley, Donald, *The Canadian Political Nationality*, Toronto: Menthuen, 1967.
- [20] Smith, N., *Charles Taylor: Meaning, Morals and Modernity*, Cambridge: Polity, 2002.
- [21] Taylor, Charles, “Left Splits in Quebec”, *Canadian Dimension*, July, 1964.
- [22] Taylor, Charles, *Hegel*, Cambridge: Cambridge University Press, 1975.
- [23] Taylor, Charles, *Hegel and Modern Society*, Cambridge: Cambridge University Press, 1979, 渡辺義雄訳『ヘーゲルと近代社会』岩波書店, 1980年。
- [24] Taylor, Charles, *Philosophical Papers: Human Agency and Language*, Cambridge: Cambridge University Press, 1985.
- [25] Taylor, Charles, *Sources of the Self: The Making of the Modern Identity*, Cambridge, MA: Harvard University Press, 1989.
- [26] Taylor, Charles, *The Ethics of Authenticity*, Cambridge, MA: Harvard University Press, 1992, 田中智彦訳『〈ほんもの〉という倫理』産業図書, 2004年。
- [27] Taylor, Charles, *Reconciling the Solitudes: Essays on Canadian Federalism and Nationalism*, in Laforest, G. (ed.), Montreal: McGill-Queen's University Press, 1993.
- [28] Taylor, Charles, *Philosophical Arguments*, Cambridge, MA: Harvard University Press, 1995.
- [29] Taylor, Charles, 岩崎稔・辻内鏡人訳, インタビュー「多文化主義・承認・ヘーゲル」『思想』岩波書店, 1996年7月号。
- [30] Taylor, Charles, “A Catholic Modernity?”, in Heft, J. L. (ed.), *A Catholic Modernity?: Charles Taylor's Marianist Award Lecture*, Oxford: Oxford University Press, 1999.
- [31] Taylor, Charles, “Concluding Reflections and Comment” in Heft, J. L. (ed.), *A Catholic Modernity?* Oxford: Oxford University Press, 1999.